

あなたも受けてみませんか？うちの健康診断

下呂市木造住宅無料耐震診断のご案内

これまで発生した震災において、耐震基準が変わる前の昭和 56 年 5 月 31 日以前の木造住宅は地震の被害を強く受けています。

耐震診断は人間で例えると健康診断です。建物が倒壊し、大切なものを失って気づくのでは遅すぎます。ぜひこの機会に耐震診断を！！

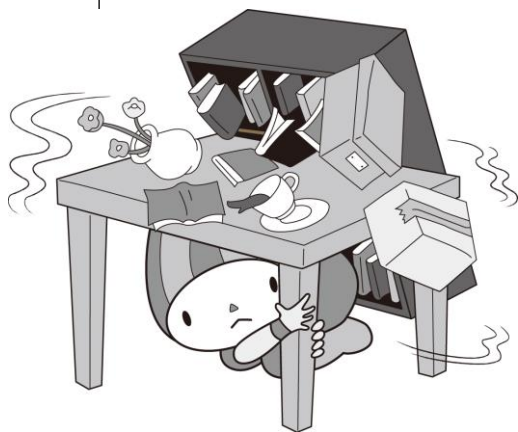
木造住宅無料耐震診断の対象となる住宅はつぎのとおりです。

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工*された一戸建て住宅であること
- ・住宅の所有者が実施するもの
- ・住んでいる住宅であること
- ・併用住宅（店舗など）の場合は、延べ面積の半分以上が住宅であること
- ・申込書提出期限は 11 月 30 日までです。

※増築を行った住宅は、時期と内容により対象外となる場合がありますので、お問合せください。

無料診断の流れ

- ① 対象となる要件をご確認の上、市役所住宅対策課へご連絡ください。
- ② 後日、担当職員が現地確認・問診に伺い、審査後診断決定のお知らせをします。
- ③ 診断を行う『岐阜県木造住宅耐震相談士』（県に登録された建築士です）より、後日連絡が入ります。（相談士と調整いただき、現地調査日時を決定してください。）
- ④ 現地調査（天井裏や床下を確認することもあります）
- ⑤ 後日、相談士が再度住宅にお伺いします。診断結果と補強アドバイスを示した報告書により説明を行います。



====診断結果について=====
住宅の耐震性能を「耐震評点」で表します。

- 1.5 以上 倒壊しない
- $1.0 \leq 1.5$ 一応倒壊しない
- $0.7 \leq 1.0$ 倒壊する可能性がある
- 0.7 未満 倒壊する可能性が高い

耐震診断実施後、耐震改修工事に対する補助金制度があります。

お問合せ先：下呂市役所市民生活部住宅対策課建築係（下呂庁舎 1 階）
電話：24-2222（内線 172）

木造住宅耐震診断をご希望の方へ

この耐震診断申込書は市役所市民生活部住宅対策課又は各振興事務所へ提出された後、住宅対策課担当職員が現地等を確認・問診を行った後に正式な受付となります。申請は住宅の所有者が基本となります。

※太枠内を記入・押印の上ご提出ください。(電話番号・希望連絡日を忘れずに！)

様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

下呂市長 様

申請者 住 所 (〒 -)
下呂市
氏 名 ⑩
電話番号 -
※希望連絡日時 月 日 時～ 時
(平日の午前8時30分～午後5時)

耐震診断申込書

下呂市木造住宅耐震診断事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申し込みます。なお、申し込みにあたり、同要綱に定める対象建築物及び受診対象者であることを確認するため下呂市が課税資料・住民基本台帳等について照合を行うことに同意します。

記

※以下、問診時に記入

住宅の所有者氏名	
住宅の所在地	(〒 -) 下呂市
住宅の種類	戸建て住宅 ・ 併用住宅
建築(着工)年月	年 月
昭和56年6月以降の増築	あり(増築年 年 月) ・ なし
階数	階建て
延べ床面積	m ² 又は 坪
(併用住宅のとき)	住宅以外の面積 m ² 又は 坪
「誰でもできるわが家の耐震診断」の評点合計	点
相談士へのメモ (連絡方法・時間帯など)	

- 【添付資料】 (1) 自己診断結果を記入した「誰でもできるわが家の耐震診断」パンフレットを添えて、提出してください。
(2) 特段の理由により所有者が実施できない場合は、所有者との関係が分かる書類と、所有者の同意書(様式任意)を添付してください。